

静岡県告示第75号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

周智郡森町三倉字サカイノサワ2111の1・2111の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2111の7、2111の9から2111の11まで、2111の12から2111の14まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2111の16から2111の19まで、2111の21から2111の24まで、2111の25から2111の27まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中遠農林事務所及び周智郡森町役場に備え置いて縦覧に供する。）